

令和7年度第1回 名古屋市被災地域支援本部会議

日時：令和7年6月5日（木）

危機管理対策本部会議後

場所：災害対策本部室

議 題

- 1 令和7年度の取り組みについて
- 2 令和8年度の取り組み（案）について
- 3 令和8年度以降の被災地域支援本部会議の運用（案）について

1 令和7年度の取り組みについて

(1) 東日本大震災に係る被災地への支援

ア 陸前高田市への職員派遣

- ・令和7年度は、地方自治法第252条の17に基づき、陸前高田市に対して1名の職員を派遣している。
- ・派遣職員が業務に集中できるように全力でバックアップするとともに、適宜現地での激励、名古屋への一時帰還指示等を行う。また、派遣業務を終えた職員に対しても、仕事内容、生活環境が大きく変わることから、仕事面・精神面におけるケアを行う。

氏名 (名古屋市での所属)	派遣先での職務内容	派遣先での所属
黒田 輝 (防災危機管理局)	防災関係業務	防災課

イ 報告会等の開催

市民の理解と協力を得て、継続して被災地支援を行うとともに、市民の防災意識の向上及び本市職員の災害対応力の向上を図るため、被災地派遣職員等による報告会等を開催する。

(ア) 市民向け講演会等

被災地へ派遣した職員を講師として、被災地支援を通して培った知識、経験を直接市民へ伝え、市民の防災意識を高める取り組みを各区で実施する。

また、陸前高田市の語り部を講師として派遣する取り組みを各区で実施する。

(イ) 職員向け研修

被災地へ派遣した職員を講師として、被災地支援を通して得られた情報等を職員へ伝える研修会を開催し、本市職員の災害対応力の向上を図る取り組みを行う。

(ウ) 小中学校等の防災教育における講師の派遣

被災地へ派遣した職員を講師として小中学校等へ派遣し、東日本大震災の教訓等を伝え、子どもたちの防災意識の向上を図る取り組みを実施する。

また、陸前高田市の語り部を講師として派遣する取り組みを実施する。

ウ 陸前高田市への医療支援

名古屋市立大学看護学部の推薦入試に設置されていた陸前高田市枠（平成25年度～平成29年度）の卒業生に対してフォローアップを行うことで、陸前高田市の地域医療を支援する。なお、医療支援については、陸前高田市側のニーズを把握し、支援の要請があれば調整をはかっていく。

- ・名古屋市立大学看護学部陸前高田市枠卒業生のフォローアップ

対 象 者：名古屋市立大学看護学部陸前高田市枠卒業生

支援内容：陸前高田市が定めた「名古屋市立大学看護学部陸前高田市枠卒業生登録制度要綱」に基づき、卒業生に対して現地における活動状況の把握や今後の支援体制について意見交換を実施

(2) 陸前高田市との交流

被災地支援を契機として広がってきた交流について、これまでの取り組みに加え、市民交流団の派遣や「奇跡の一本松」後継樹の植樹を契機に定めた「絆の日」に係る取り組み等を通じて、友好都市である陸前高田市との交流を一層推進する。

ア 市民の交流

陸前高田市との市民交流の促進に資することを目的として、陸前高田市の市民や団体との交流を深め、末永い自発的な交流関係の土台の構築を図る。

(ア) 市民交流団の派遣

防災、スポーツ、産業、文化の4つの分野における市民の活動を通じて、両市の市民や団体の親交を深めるため、陸前高田市へ市民交流団の派遣を行う。

区 分	参 加 者	主 な 内 容
防 災 交 流 (防災危機管理局)	名古屋 team S 大学生消防団	・防災イベントの参加者と交流
ス ポー ツ 交 流 (スポーツ市民局)	調 整 中	・スポーツの試合による交流
産 業 交 流 (経 済 局)	市内事業者等	・現地事業者との意見交換 ・新たなにぎわいづくり手法の検討への協力
文 化 交 流 (観光文化交流局)	名古屋フィルハーモニー交響楽団楽団員	・アンサンブル公演等を通じた交流

(イ) 名古屋市及び陸前高田市市民交流事業補助制度

市内の団体による陸前高田市民との福祉や子育て、文化等様々な分野における企画や催し等の交流事業に要する経費のうち、会場使用料や交通費などに対して、1件あたり10万円を上限として補助金の交付を行う。

イ 子どもたちの交流

陸前高田市と名古屋市の両教育委員会において締結した「絆協定」（平成24年）により、両市の子どもたちによる相互訪問等を通して交流を深めるとともに、両市の将来のまちづくりを担う人材の育成を図る。

（ア）名古屋市交流団の陸前高田市訪問

名古屋市立中学2年生36校36名に加えて、これまでの事業参加者（センパイ）も参画して交流団を結成し、令和7年8月に陸前高田市を訪問し、現地交流、防災学習、一次産業体験を行う。

（イ）陸前高田市交流団の名古屋市訪問

陸前高田市立中学2年生2校20名による交流団を結成し、令和8年1月に名古屋市を訪問し、現地交流、職場体験、社会見学を行う。

ウ 産業交流

陸前高田市や本市で開催されるイベントへの出展等による交流を実施する。

(ア) 陸前高田市で開催されるイベントへの参加

陸前高田市で開催されるイベントへのブース出展等により、陸前高田市民や地元
商工業者との交流を図る。

(イ) 本市における陸前高田製品のPR

本市で開催するイベントへの出展等により、陸前高田製品の販売やPRを実施す
る。

エ 文化交流

両市市民の美術作品や郷土芸能の披露を本市と陸前高田市において相互に行うこ
とで文化交流を図る。

(ア) 市民美術展等での相互展示

名古屋市で開催される市民美術展において、陸前高田市民の優秀作品を展示し、
文化交流を図る。

(イ) イベントにおける郷土芸能の相互披露

陸前高田市で開催される催事において、名古屋市の郷土芸能団体の披露を実施す
る。

(ウ) 陸前高田市立博物館との交流

リニューアル改修のために臨時休館中の名古屋市博物館と友好館提携をしている
陸前高田市立博物館において、令和5年11月から令和8年秋頃までの間、名古屋
市博物館収蔵資料「考える人」の像を展示する。

オ 「絆の日」に関する取り組み

- ・東日本大震災10年の節目にあたり、陸前高田市から本市に「奇跡の一本松」後継樹が友好の証、交流のシンボルとして贈呈され、令和3年3月23日に東山動物園に植樹された。
- ・このことを契機として、毎年3月23日を「絆の日」として定め、友好都市協定に基づき、様々な取り組みを通じて、両市の絆・友好関係をより一層市民に広く周知するとともに、防災啓発に資する取り組みについて、全庁を挙げて実施する。

《主な事業概要》

- ・オアシス21における記念交流イベントの実施
- ・各種広報媒体を活用し、両市の友好関係について広く市民に周知
- ・東日本大震災の記憶や教訓及び支援の経験等を踏まえた防災啓発・教育を実施
- ・その他「絆の日」の趣旨に沿った各局室区における取り組みを実施



オアシス21における記念交流イベント
(令和7年3月23日)

カ 東日本大震災津波伝承館と連携した取り組み

本市の小中学校等における防災教育の充実を図ることを目的として、東日本大震災津波伝承館が所有するコンテンツについて現地解説員から直接学び、防災意識を高めるオンライン授業を実施するなど、東日本大震災津波伝承館と連携した取り組みを実施する。



中川区供米田中学校
(令和7年1月30日)

キ 防災担当職員の現地派遣研修

各区の防災担当職員や防災危機管理局職員を陸前高田市へ派遣し、陸前高田市民及び職員との交流等を通じて学んだ地域防災の知識や教訓等を本市の防災対策に活用するとともに、防災人材の育成・強化を図る。



区職員の現地派遣研修
(令和6年7月17日～18日)

(3) 令和6年能登半島地震に係る被災地への支援

七尾市・珠洲市への職員派遣

- 令和7年度は、地方自治法第252条の17に基づき、七尾市に対して5名、珠洲市に対して2名の職員を派遣している。
- 派遣職員が業務に集中できるように全力でバックアップするとともに、適宜現地での激励、名古屋への一時帰還指示等を行う。また、派遣業務を終えた職員に対しても、仕事内容、生活環境が大きく変わることから、仕事面・精神面におけるケアを行う。

派遣先自治体	氏名 (名古屋市での所属)	派遣先での職務内容	派遣先での所属
七尾市	鈴木 輝 (住宅都市局)	市有建築物災害復旧支援業務	都市建築課
	水田 佳佑 (緑政土木局)	公園等災害復旧事業支援業務	都市建築課
	荒川 尚彦 (緑政土木局)	宅地災害復旧支援業務	都市建築課
	竹内 脩也 (上下水道局)	上水道復旧支援業務	上下水道課
	鰻目 翔太 (上下水道局)	下水道復旧支援業務	上下水道課
珠洲市	眞鍋 友宏 (上下水道局)	上水道復旧支援業務	環境建設課
	上濱 智喜 (上下水道局)	下水道復旧支援業務	環境建設課

2 令和8年度の取り組み（案）について

(1) 東日本大震災に係る被災地への支援及び陸前高田市との交流事業

ア 現状

- ・本市はこれまでに延べ295人の職員を東日本大震災の被災地に派遣し、陸前高田市への行政丸ごと支援を始めとして継続した復興支援を行ってきた。
- ・東日本大震災から14年が経過し、本市が支援を継続している陸前高田市における復興事業は収束に向かっている。
- ・一方で、支援を契機として生まれた交流関係を末永く継続することで、震災記憶や教訓等の風化防止を図っている。

《陸前高田市への支援の経過》

(令和7年4月1日時点)

復興基本法	年度	派遣人数	主な業務	
復興期間	集中復興期間	平成23年度	144名	住民票の交付、保健指導、り災家屋の調査、ごみの収集、災害対策本部の運営、震災復興計画の策定など行政分野全般
		平成24年度	16名	
		平成25年度	13名	
		平成26年度	11名	
		平成27年度	8名	
	復興・創生期間	平成28年度	11名	防災業務、産業労働業務、区画整理業務、道路等復旧業務、水道整備業務、市民税業務、学校建設業務など
		平成29年度	13名	
		平成30年度	12名	
		令和元年度	12名	
		令和2年度	12名	
	第2期復興・創生期間	令和3年度	6名	防災業務、区画整理業務、道路等復旧業務
		令和4年度	1名	防災業務
		令和5年度	1名	防災業務
		令和6年度	1名	防災業務
		令和7年度	1名	防災業務

イ 方向性

- ・復興庁が定めた「第2期復興・創生期間」が令和7年度で終了すること、および、この間において陸前高田市におけるハード整備事業が完了するなど、本市は被災地支援において一定の役割を果たすとともに、当初の目的をおおむね達成したと考えるところである。
- ・このため、本市からの職員派遣については終了する予定であるが、職員交流の拡充を実施するなど、「支援」から「交流」のさらなる転換を図り、友好都市協定に基づいた交流を推進する。
- ・また、市民交流団の派遣や「絆の日」の取り組みを始めとした各種交流事業を一層推進することで、両市の絆を深め、南海トラフ地震を始めとする大規模災害への備えに繋げていく。

区分	主な業務	内 容 (調 整 中)
支援	復興事業への人的支援	本市は被災地支援において一定の役割を果たすとともに、当初の目的をおおむね達成したことから、本市からの職員派遣については終了する予定
	報告会等	市民の防災意識の向上及び本市職員の災害対応力の向上を図るため、被災地派遣職員や現地語り部等による報告会等を開催
	医療支援	陸前高田市におけるニーズを踏まえ、支援の継続について検討
	受入被災者への支援	東日本大震災の被災者に対する保険料の減免などを実施
交流	職員交流	<u>○陸前高田市職員の受け入れ</u> 職員交流として陸前高田市の職員の受け入れを新たに予定（研修派遣での受け入れを想定） <u>○防災担当職員の現地派遣研修</u> 各区の防災担当職員や防災危機管理局職員の現地派遣研修を実施

交流	市民の交流 《テーマ（所管局）》 ・防 災（防災危機管理局） ・スポーツ（スポーツ市民局） ・産 業（経 済 局） ・文 化（観光文化交流局）	○ <u>市民交流団の派遣</u> 令和2年度～令和7年度の事業実施状況等を踏まえて継続実施 ○ <u>名古屋市及び陸前高田市市民交流事業補助制度</u> 本市の団体による陸前高田市民との企画や催し等の交流事業に対して補助金交付を実施
	子どもたちの交流	○ <u>絆交流</u> 陸前高田市との絆協定に基づき、両市の子どもの交流を実施
	産業交流	○ <u>イベント出展</u> 陸前高田市や本市で開催されるイベント等への相互出展等による交流を実施
	文化交流	○ <u>市民美術展等での相互展示</u> 本市及び陸前高田市の優秀作品を市民美術展において相互に展示し、文化交流を実施 ○ <u>イベントにおける郷土芸能の披露</u> 本市及び陸前高田市の郷土芸能の相互披露を通じて、文化交流を実施 ○ <u>陸前高田市立博物館との交流</u> 本市博物館収蔵資料の「考える人」を陸前高田市立博物館において展示し、文化交流を実施
	「絆の日」に関する取り組み	○ <u>絆の日に関する取り組み</u> 絆の日の趣旨に沿った交流事業、啓発等を全庁的に実施
	東日本大震災津波伝承館と連携した取り組み	○ <u>本市小中学校等におけるオンライン授業</u> 東日本大震災津波伝承館の現地解説員によるオンライン授業を実施

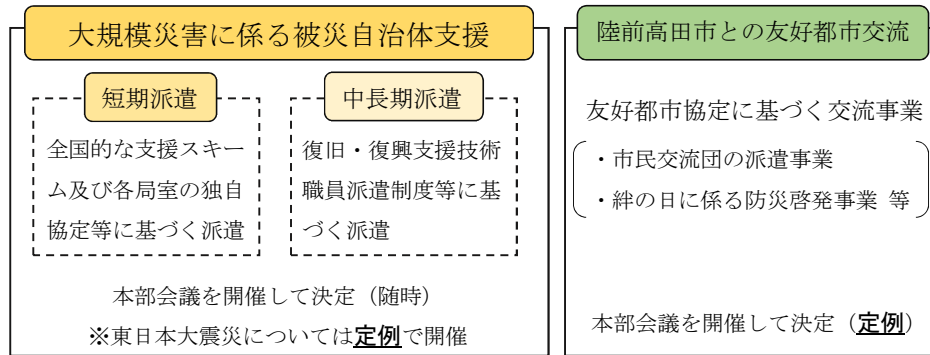
（2）令和6年能登半島地震に係る被災地への支援

被災地のニーズや支援業務内容等について七尾市及び珠洲市と協議し、職員派遣の継続について検討する。

3 令和8年度以降の被災地域支援本部会議の運用（案）について

(1) 現状

現状、被災地域支援本部では「大規模災害に係る被災自治体支援」及び「陸前高田市との友好都市交流」を所掌事務とし、これらの内容を決定するため、**本部会議**を開催している。



(2) 課題

①当初の本部会議の設置趣旨

本部会議の趣旨は他都市における大規模災害（令和2年度までは東日本大震災に限る）に係る被災地域を支援するための重要事項（主に職員派遣の方針）の決定等を行うこと。

②現状

現在、定例で開催する被災地域支援本部会議では、東日本大震災（令和6年度以降は令和6年能登半島地震を含む）に係る中長期派遣の意思決定及び陸前高田市の友好都市交流事業の報告を取り扱っており、会議内容が変化してきている。

また、課長級の幹事で構成される幹事会の役割が不明確であり、開催機会も不規則になっている。

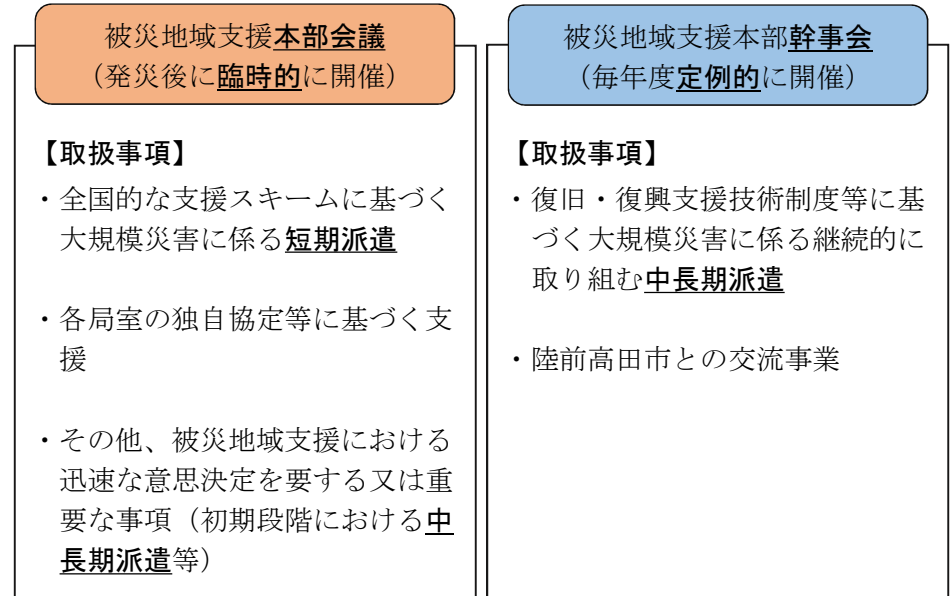


- ・本部会議及び幹事会の役割の明確化
- ・応援のフェーズに応じた柔軟な会議の運営

(3) 今後の運用（案）

令和8年度以降の被災地域支援本部会議の開催について、新たに他都市災害が発生した場合に短期派遣の決定を主な取扱事項として臨時的に開催することとし、同時に定例開催を終了する。

また、復旧期・復興期にあたっては、幹事会を定例的に開催し、継続的な事項を取り扱うこととする。



○大規模災害に係る短期派遣

特に応急期においては全庁を挙げて迅速かつ適切に意思決定を行う必要があるため、短期派遣については、引き続き本部会議で意思決定を行うこととする。（必要に応じて臨時的に開催する。）

○大規模災害に係る中長期派遣

中長期派遣の初期段階の意思決定については、引き続き本部会議で行うこととし、継続的に取り組む段階については、原則として幹事会議で取り扱うこととする。

○陸前高田市との交流

原則として幹事会議で取り扱うこととする。